

令和2年度 第9回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年12月10日（木）午後3時00分
2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室
3. 出席委員：農業委員 8名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤平清子 君	1番 渡邊通 君
2番 小泉治久 君	2番 吉田一男 君
3番 柳生利幸 君	3番 山崎明 君
4番 浅野敬司 君	4番 小見川清 君
6番 島田辰男 君	5番 小松崎秀昭 君
8番 横張清彦 君	6番 福岡みつ子 君
9番 青山和泉 君	7番 諏訪原早苗 君
10番 山崎久司 君	8番 野口裕司 君
	9番 栗山繁 君
	10番 大塚康夫 君
4. 欠席委員：農業委員 5番 吉田和嗣 君 7番 長谷川義洋 君
5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名
第2
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第3号 制限除外の農地の移動届に対する決定について
報告第4号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について
報告第5号 現況確認証明の発行について（農地証明）

その他
6. 農業委員会事務局
農業委員会事務局長 吉田 恭久 君
農業委員会事務局 久保田義和 君

7. 会議の概要

午後3時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は18名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、8番横張清彦委員・2番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日11月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が27a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から北へ約100mに位置し、互いに隣接する農地で形状は旗竿地になります。竿にあたる土地の幅が狭いことから、宅地の〇〇㎡を取得し進入路を確保するとの事です。作付予定作物はイモ類（サツマイモ）、10a当たりの対価は〇〇万円です。

整理番号2番、申請日11月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が24a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から西北西へ約500mに位置し、〇〇土地改良区の区域内であります。作付予定作物は水稻、10a当たりの対価は〇〇万円です。

いずれも申請書類及び添付資料等を確認し、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。1番は管理休耕中の農地で、2番は適正に管理されている優良農地であります。いずれも境界について問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

- 事務局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日11月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、5筆、面積合計166aの内〇〇㎡、転用計画は、営農型太陽光発電設備です。〇〇から北東へ約600mと北北東へ約800mに位置しております。今回、申請者は令和2年6月17日に認定農業者となったことから、別添資料にあるとおり一時転用の更新期間を10年として再許可を行うものです。当初の許可後に提出された営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告で、単収は地域の平均的な数値と同等以上であり、これまでの営農状況を含め総合的に判断して、特に問題となることはありません。
- 議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。2番小泉治久委員お願いいたします。
- 2番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は管理が適正に行われ、周辺農地の営農への影響もありませんでした。営農型太陽光発電の更新にあたり、引き続き事業と営農の両立が図られるものと思われれます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議長： これで調査員の報告は終わりました。
- これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 8番： 一時転用で更新10年とありますが、何年まで更新されるのでしょうか。
- 事務局： 営農型太陽光発電による営農と発電の両立について、平成30年5月に農地転用許可の取扱いを見直し、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には、一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長されました。
- 議長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

- 議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日11月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aです。計画内容は、自己用住宅、〇〇から北へ約100mに位置し、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。木造平屋建て建築面積は〇〇㎡。造成計画は、現状のまま利用。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。資金は、自己資金で賄い、他法令については、都市計画法第29条許可同日申請済であります。
- 整理番号2番、申請日11月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が6aです。計画内容は、資材置場、〇〇から北西へ約100mに位置し、周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。阿見町発注の道路工事用資材置場として一時転

用するもので、敷き鉄板を40枚設置した後、コンクリート二次製品のほか、工専用重機や車両置場と、仮設の休憩所及びトイレを設けます。借受人による自社施工自己資金により行い、農地への復元についても特に問題はございません。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番浅野敬司委員、整理番号2番を8番横張清彦委員お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、非農地に匹敵するほどの荒廃した農地であり、耕作を行うには難しい状況でした。また、隣地境界についても問題なく、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、管理休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 整理番号2番、町の公共事業との事ですが、なぜ、制限除外でなく、一時転用なのでしょう。

事務局： 阿見町の道路工事ですが、請負業者が資材置場として利用するための転用ですので、5条許可申請となりました。

議 長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第4号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議 長： 続いて、議案第4号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

整理番号1番、申請日11月24日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は20a、〇〇から西へ約150mに位置し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。現況写真(非農地)国土地理院平成11年6月12日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番につきましては、昨日の現地調査の結果、願出地の一部が農地法第2条の農地であることから、証明願を返還するとともに是正指導を行いましたので報告いたします。(既存住宅の立替に伴う、進入路にあたる6aの非農地証明でした。半分は進入路・庭として、半分は家庭菜園として利用中でしたので、全面積を非農地としての判断は難しい状況でした。)

整理番号3番、申請日11月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は6a、〇〇から南へ約300mに位置し、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。現況写真(非農地)国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付さ

れております。

整理番号4番、申請日11月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は1a、〇〇から西南西へ約400mに位置し、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。現況写真(非農地)国土地理院平成2年11月5日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番4番を2番小泉治久委員、整理番号3番を8番横張清彦委員お願いいたします。

2番： 整理番号1番4番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。1番については、原野化が進み、耕運機等の機械を入れることによって、耕作可能となる土地ではなく、物理的にも困難であります。整理番号4番については、農地に復元することは、物理的に困難であり、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元したとしても、継続して利用する事ができないと見込まれます。よって、いずれも今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

8番： 整理番号3番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。願出地は農地に復元することは、物理的に困難であり、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元したとしても、継続して利用する事ができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が50a、地目は畑で、7筆、面積合計が77a、権利は使用貸借の利用権(移譲年金更新)でございます。利用権の内容は水稻・普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、6筆、面積合計が62a、地目は畑で、8筆、面積合計が72a、権利は使用貸借の利用権(移譲年金更新)でございます。利用権の内容は水稻・普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、16筆、面積合計が125a、地目は畑で、10筆、面積合計が113a、権利は使用貸借の利用権(移譲年金更新)でございます。利用権の内容は水稻・普通畑で、10年の新規設定です。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議長： 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

地域集積、整理番号1番から86番、阿見町〇〇、地目は畑で、85筆、山林で、1筆、面積合計が1,518a、10年の賃貸借48件、使用貸借38件の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、貸し手41名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手10名です。

一般、整理番号1番から16番、阿見町〇〇、地目は畑で、7筆、山林で、1筆、阿見町〇〇、地目は畑で、7筆、山林で、1筆、面積合計が356a、10年の賃貸借12件、使用貸借4件の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、貸し手10名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手3名です。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）>

議長： 続いて、議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

整理番号1番から15番、地目は田で、15筆、面積合計が300a、10年の賃貸借14件、使用貸借1件の利用権でございます。利用権の内容は水稻・レンコンで、貸し手8名、借り手、茨城県農林振興公社です。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)を採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)の了承について>

議長： 続いて、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)の了承についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)の了承について

整理番号1番から15番、地目は田で、15筆、面積合計が300a、10年の賃貸借14件、使用貸借1件の利用権でございます。利用権の内容は水稻・レンコンで、貸し手、茨城県農林振興公社、借り手6名です。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)の了承についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 3、制限除外の農地の移動届に対する決定について
- 4、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について
- 5、現況確認証明の発行について(農地証明)

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年12月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は9件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第5号現況確認証明の発行について（農地証明）、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第5号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第5号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○ 11月18日（水）いばらき女性農業委員研修会〔つくば市〕

○ 11月27日（金）郡協：会長・局長会議〔美浦村〕

②今後の予定

○ 12月15日（火）人・農地プラン実質化セミナー〔つくば市〕

○ 1月21日（火）県農：会長研修会〔水戸市〕

③現地調査及び総会の予定

○ 1月現地調査 1月12日（火）当番農委 1番藤平清子委員
当番農委 5番吉田和嗣委員

○ 1月定例総会 1月13日（水）午後3時00分から

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印